

勝央監第 40 号
令和8年3月31日

勝央町長 水嶋淳治 様

勝央町監査委員

岸本 收正

勝央町監査委員

丸尾 彰

令和7年度勝央町内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、第4項に規定する令和7年度勝央町内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

1 審査の対象

令和7年度勝央町内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度勝央町内部統制評価報告書の審査は、町長が作成した内部統制評価報告書について、町長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和7年度勝央町内部統制評価報告書について、町長及び内部統制評価部局から報告を受け、勝央町内部統制制度のガイドラインに基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和7年度勝央町内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 審査の結果を踏まえた意見

今回の報告書では2件について運用上の不備が認められ、内部統制が有効に運用されていないと判断される。

(1) 工事設計金額の積算の誤り

配水管布設替工事2件に設計積算誤りがあり、入札後に契約解除、改めて入札を行う、工事の遅れ等、本町業務の信用を低下させるものである。

(2) アレルギー未対応食品を誤って提供

職員の確認不足によりアレルギー未対応食品が配膳され、摂取したことによる食物アレルギーが発生。

いずれの事案についても、このような事態を二度と発生させないよう、対応・再発防止策が講じられているようですが、効率的なチェック体制の確立、より一層の適正化のため実効性の高い更なる改善策が必要と考える。

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が制度の内容や基本方針、整備・運用方針について十分理解する必要がある。

リスクマネジメントを有効に機能させるためには、不備の発生原因を正確に把握し、適切な再発防止策を講じる。不備の発生を未然に防ぐ体制づくりに組織全体で取り組む必要がある。

内部統制制度の理解・定着のため効果的な研修の実施、役割の明確化によるリスク発生の低減を図る。今後も中長期的な視点で、取組の見直し等を行いながら、実効性のある内部統制体制の確立に努めていただきたい。